

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市青葉区上愛子字坂下1番1号

氏 名 株式会社堀西工業
代表取締役 堀西一範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内 堀 雅 一 雄



複写無効

許可の年月日
許可の有効年月日

令和 2 年 7 月 2 7 日
令和 7 年 7 月 2 6 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①汚泥 (特定有害産業廃棄物) ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物) ③廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は特定有害産業廃棄物) ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は特定有害産業廃棄物) ⑤感染性産業廃棄物 ⑥ 廃石綿等
以上 6 種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 令和 元 年 7 月 2 7 日

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

①汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9項目

②廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上11項目

③廃酸（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上13項目

④廃アルカリ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上13項目

以上4種類

以下余白